

第5章 人 事

○厚木愛甲環境施設組合職員定数条例

(平成16年4月1日)
条 例 第 4 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定により職員の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員定数は、次のとおりとする。ただし、併任者は、定数外とする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 13人以内
 - (2) 議会の事務部局の職員 3人以内
 - (3) 監査委員の事務部局の職員 3人以内
- 2 前項第2号及び第3号に規定する職員は、同項第1号に規定する職員と兼任することができるものとする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。